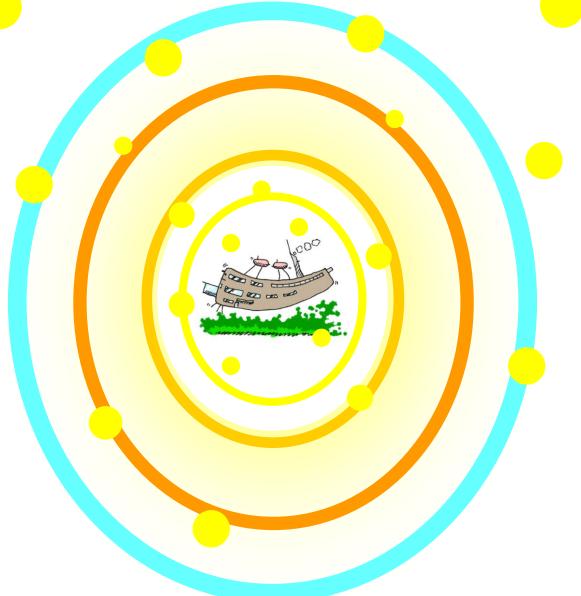
ふるさと市町村圏計画

広域活動計画

~「関係の豊かさ」を誇る圏域へ~

(平成28年度~32年度)



気仙沼·本吉地域広域行政事務組合

平成28年3月

目 次

◎ 基本計画	
○ 圏域の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○ 1. 第4次気仙沼・本吉広域市町村圏計画・ふるさと・・・・ 市町村圏計画の沿革	2
○ 2. 新ふるさと市町村圏計画広域活動計画の構成・・・・・・	3
I 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
Ⅱ 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
Ⅲ 基金計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
【別表1】「新ふるさと市町村圏計画広域活動計画」・・・	5
登載事業について	
【別表2】「新ふるさと市町村圏計画広域活動計画」・・・	10
◎ 資料集	
・資料1 ふるさと市町村圏計画広域活動計画推進体制・・・	15
・資料2 ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定委員会・・	16
設置要綱	
・資料3 ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定・・・・・	17
住民協議会設置要綱	
・資料4 ふるさと市町村圏基金の出資割合・現在高・・・・	18
・取崩額等	

基本計画

圏域の概要



※面積・・・国土地理院調査による平成26年10月1日現在のもの。 ※人口及び世帯数・・・平成28年1月末、住民基本台帳による。

新ふるさと市町村圏計画広域活動計画

1. 第4次気仙沼・本吉広域市町村圏計画・ふるさと市町村圏計画の沿革

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合(以下「組合」という。)は、平成27年度変更前の組合規約第3条第1号に基づき、組合を構成する関係市町(気仙沼市・南三陸町)が規約で定める組合の共同処理事務として、平成13年3月に「第4次気仙沼・本吉広域市町村圏計画(以下「広域行政圏計画」という。)」を策定しました。

この広域行政圏計画は10箇年計画として、国が示した広域行政圏計画策定要綱 (平成12年3月自治事務次官通知)に基づき、「新たな圏域の一体感を高め、個性豊かな21世紀の圏域づくりの道程を明らかにし、時代の求めに応じた広域行政の役割の指針を示す。」ことを趣旨に策定されたもので、基本構想・基本計画・実施計画を構成要素とする総合的な計画として、組合のみならず構成市町や宮城県のハード・ソフト事業が登載されていました。

一方、「ふるさと市町村圏計画」は、当圏域が、平成4年度にふるさと市町村圏推進要綱(平成4年3月自治事務次官通知)に基づく地域選定を受けたことにより、選定圏域の創造的・一体的な振興整備を図ることを趣旨として造成された「ふるさと市町村圏基金」の、運用益を財源とする事業計画となっており、前記の広域行政圏計画を基礎とした基本構想・基本計画・実施計画と、リアス・アーク美術館のソフト事業等を主要事業とした広域活動計画から構成されていました。

しかし、低金利時代の到来に伴う全国的な背景として、基金運用益のみでは事業 費を賄えきれない情勢となったことから、これを契機に基金制度そのものが見直され、規約変更に係る特定要件を経た場合に限り、基金原資(構成市町出資金・宮城 県補助金)のうち、出資金の取崩額を財源に充てることができる弾力的な運用が認 められ、今日の主要財源となっています。

こうした推移の中で、平成20年12月に国の抜本的な制度改正があり、計画策定の根幹をなす「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」の二つの要綱が共に廃止され、組合規約に基づく共同処理事務として規定されていた当該計画の策定根拠が、圏域における関係市町相互の自主的協議に委ねられたことに伴い、協議の結果(当時)、基金造成時の経緯に基づき、歴史的な繋がりをもつ広域圏としての枠組みを堅持しつつ、その趣旨や基本的制度は、次期計画策定についても継続するという合意が成され、今日に至っています。

2. 新ふるさと市町村圏計画広域活動計画の構成

新ふるさと市町村圏計画広域活動計画(以下「新広域活動計画」という。)は、次に掲げる基本方針・事業計画・基金計画を構成要素とする。

I 基本方針

(1) 趣旨

これまで「ふるさと市町村圏計画」の上位計画として位置付けられていた「広域行政圏計画」が国の施策の廃止により、平成27年度の組合規約変更によって組合の共同処理事務としての役割を終えたことから、平成28年度を新たな始期とする新広域活動計画は、平成27年度の変更後の組合規約第3条第4号の規定に基づく組合の共同処理事務として、「多極分散型の国土の形成を促進し、創造性と多様性に富んだ豊かな地域社会づくりを進める。」という廃止前の要綱の趣旨や制度を継承しつつも、より一層の効率化を図りながら、圏域の文化創造拠点としてリアス・アーク美術館が実施するソフト事業等に特化した基本計画とする。

(2) 施策

新広域活動計画に登載する施策は、組合規約第3条第4号に規定する下記① ~⑤に掲げる事業のうち、リアス・アーク美術館が企画し実施するⅡ事業計画 の登載事業とする。

- ①美術館企画事業等
- ②誇りある三陸文化の顕彰と振興事業
- ③地域文化活動の活性化事業
- ④文化イベント開催事業
- ⑤情報発信と地域間交流事業

(3) 計画期間

平成28年度~平成32年度(5箇年)

(4) 推進体制

広域活動計画を推進するための「推進体制」を、資料1のとおりとする。

(5) ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定委員会

広域活動計画を策定するための推進体制の実施機関の一部として、資料2の 設置要綱に基づく「ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定委員会」を設置す る。

(6) ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定住民協議会

ふるさと市町村圏計画広域活動計画を策定するにあたり、広く住民の意思を 計画に反映させるため、推進体制の実施機関の一部として、資料3の設置要綱 に基づく「ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定住民協議会」を設置する。

Ⅱ 事業計画

- (1) 実施主体 リアス・アーク美術館
- (2) 登載事業 事業説明・事業内訳・事業費・財源等は「別表1・別表2」のとおりとする。

Ⅲ 基金計画

- (1) ふるさと市町村圏基金運用方針
 - ①基金取崩限度額

ふるさと市町村圏基金の取崩額は、上記計画期間における広域活動計画の主要財源となる関係市町の出資金取崩額を上限とする。この際、当期計画の期首において、平成27年度以前における前期計画の基金取崩残高が生じた場合は、これを当期の基金取崩し前の優先的な計画財源として充当するものとする。(※基金取崩額以外の特定財源が生じた場合も、同様の取扱いとする。)

②基金管理方法

ふるさと市町村圏基金基金の管理方法は、気仙沼・本吉地域広域行政事務 組合ふるさと市町村圏基金条例第4条の規定に基づき、基金に属する現金は、 金融機関への預金その他最も確実(安全)かつ有利な方法により保管するも のとする。

③基金出資割合・原資の推移・取崩額・現在高(見込額)、等 資料4のとおりとする。

【別表1】

「新ふるさと市町村圏計画広域活動計画」登載事業について

【用語について、以下のように省略表記する。】

- ※「新ふるさと市町村圏計画広域活動計画」=新広域活動計画
- ※「リアス・アーク美術館」=当館
- ※「東日本大震災」=震災
- ※「東日本大震災の記録と津波の災害史」常設展示=震災資料常設展示

□計画策定の前提:

「新広域活動計画」策定にあたっては、圏域の文化創造拠点として、震災の記録を含む地域文化の保存、 伝承を図り、東北地方全体の文化、芸術の発展に寄与することを目的としています。この目的達成のため、 新広域活動計画では「美術館企画及び美術館管理に関する活動」を計画します。

□計画策定の背景:

「震災資料常設展示」を新設、公開した平成25年4月以降、当館の利用者層は大きく変化しています。 震災以前の利用者は地元住民が年間入館者数の9割ほどを占めていましたが、震災後は団体旅行者等の 観光客が多く訪れるようになっています。その数は地元利用者数と同等、あるいはそれを上回る状況にあ ります。その結果、入館者数は震災以前の年度平均約34,000人(平成11年度~平成22年度)から、平成 25・26年には約1.5倍~2倍程度に増加しており、この増加傾向は今後も緩やかな減少傾向を示しながら継 続するものと推定されます。

震災資料常設展示の観覧者数が、年間利用者数の半数ほどを占める状況にありますが、相乗効果として同常設展示以外の観覧者数も増加傾向にあります。またこれに伴って収入も増加しており、現状を維持しつつ、新規の利用者を開拓すること、並びにリピーターを増加させることを目的として事業を計画、展開することとします。

□本計画の具体的な方向性

具体的な方向性として、震災資料常設展示をはじめとする常設展示のさらなる充実と安定を図りつつ、 同時に、企画事業ではスポット的な企画事業を抑え、特に継続事業の安定化を図る計画です。

被災地視察・見学の一環として訪れる来館者に対し、震災関連の内容にとどまらず、本来、当地域が持っている文化的な魅力を伝え、再訪を促すことも今後の重要な課題となります。よって従来から展開している「地域文化・歴史・民俗系常設展示(方舟日記)」の内容をこれまで以上に充実させると同時に、その発展型としての特別展(食と地域の暮らし展)を定期的に開催する計画とします。

震災以降、観光施設としての当館の役割は非常に大きくなっており、今後は市、町の観光事業との連携がこれまで以上に重要となります。また「教育旅行」などの需要が増加していることから、各教育機関等との連携も強化する必要があります。よって、単に独立した文化施設として当館を位置づけるのではなく、地域全体の復旧、復興事業、まちづくり事業など連動する施設と位置付けた活動をさらに強化する計画とします。

■「I.広域活動計画美術館企画部門」施策ごとの事業計画内容

●A: 自主企画・特別展企画事業

大きく2つの事業(自主企画事業・特別展・巡回展等開催事業)を展開するものです。当館ではシリーズ 企画として継続的に展覧会を行いつつ、その成果を館の資料として蓄積する仕組みを構築してきました。 それら自主企画事業のさらなる安定を目指します。

◎ (継続型) 自主企画事業

「N. E. blood 21 シリーズ」は東北・北海道在住若手作家を継続的に発掘し紹介するものですが、博物館関係機関や研究者、そして多くの美術家からも高い評価を得ています。年間に 4 名の作家を選定し、個展をリレーする展覧会であり、東北・北海道における最新の美術を紹介する内容は、当館の基幹事業の一つとなっています。

◎特別展·巡回展等開催事業

毎年 1 企画の開催を計画する特別展開催事業です。地域住民に対し、主に、遠方の美術館等でなければ 目にできないような、様々な美術作品等の鑑賞機会を提供するものです。

●B: 誇りある三陸文化の顕彰と振興

◎常設展示に係る調査・研究・保存・展示事業

アークギャラリーで展開している歴史・民俗系常設展示のさらなる発展と、企画展示室で展開している震 災資料常設展示の充実を図ることが本事業の目的です。

常設展示の内容充実を図るためには、学芸業務として、調査研究などをより本格的に行う必要があります。本5ヵ年計画期間中は、圏域内外での調査、研究活動を積極的に行うこととします。

常時オープンしている常設展示の照明に係る電気使用料を削減するため、本事業では、前半の平成28年度、29年度に集中して照明器具をLED化します。なお、照明器具のLED化によって、器具からの熱放出量が減少し、その結果、夏季期間の冷房に係る経費削減も期待できます。

◎地域文化のデジタル・アーカイブ事業

本圏域の生活文化や震災の映像及び写真をデジタル化して蓄積し、それら映像資料を活用した視聴覚資料を作成する計画です。また平成29年度にハイビジョンギャラリーの改修事業を行い、視聴覚資料の有効活用を目的とする「アーカイブホール(仮称)」とする計画です。

現在、当館のハイビジョンギャラリーは、リース契約によるハイビジョンソフト上映システムを更新しつつ稼働させています。しかし現在では映像鑑賞室としてよりも、講演会等の会場として利用される例が多く、その稼働状況、利用者状況から判断して、費用対効果が低いことから、システムのリース契約が終了する平成29年をもって、従来のハイビジョンギャラリーを終了、機材を返納し、新たな機能を持たせて利活用を行います。

具体的には、ホール内に吊り下げ式のプロジェクターを設置し、現在のバックライト式モニターを廃止して同位置にインチアップした映像投影幕を設置します。また機械調整室内に映像再生、管理用の PC を設置します。その他音響システムとして、映像管理 PC からの音声出力とワイヤレスマイク 2 チャンネル程度を総括できるシステムを整備します。

●C:地域文化活動の活性化(生涯学習施設と美術館の連携、学校教育との連携)

◎教育普及事業

通常教育普及事業としては、美術館ワークショップで行われる子供向け工作教室や、一般向け絵画教室、 個人でのオープンアトリエ利用等において、学芸員が継続的に指導に当たります。

生涯学習施設等との連携においては、「芸術文化出前授業」と称し、生涯学習施設、各種学校、地域住民等からの要請により、当館学芸員等が出張し、美術に加え地域の歴史・民俗・津波の文化史など多様なテーマで授業を行います。

圏域内の学校との連携においては、出前授業を行うとともに、当館の収蔵作品(常設展示資料)を利用して、小・中・高等学校美術教科及び、小・中学校総合学習での使用を目的とする美術・歴史、民俗、津波の文化史等のテキストを作成し、鑑賞教育並びに地域文化学習の普及を進めることとします。

◎美術館文化祭事業

平成 15 年より継続開催している当館主催の文化祭「方舟祭」を中核とし、圏域で活動する個人や団体に会場を貸し出し、住民自らが表現活動を行う機会を提供します。

●D: 文化イベントの開催

◎公募展開催事業

継続事業として圏域をはじめとする東北、北海道の特色を活かせる公募展を開催する事業であり、具体的には「LANDSCAPE of N.E. 東北北海道の風景」展、「みんなの展覧会をつくろう」展、またそのための調査研究を行うものです。両公募展とも、震災以前からの継続企画であり、震災後に募集テーマなどを若干変更して再開しています。

「LANDSCAPE of N.E. 東北北海道の風景」公募展は前年度に公募事業を行い、翌年度に応募された作品による展覧会を開催するものです。応募作品中から 5 点を優秀賞とし、当館に寄贈していただく仕組みをとっています。

「みんなの展覧会をつくろう」展は当館が開館以来継続してきた企画です。圏域に暮らす児童・生徒が描いた絵画作品を募集し、入賞作品の一部は当館で収蔵しています。児童・生徒の絵画は地域の歴史や生活の変遷を見る上で重要な資料であり、当企画は当館にとって重要な意味を持つものです。

◎歴史・民俗・生活文化の企画展及び地域連携型美術展の開催事業

継続事業として「食と地域の暮らし」展を開催するもので、食文化を中心に据え、郷土の歴史・民俗・ 生活文化を研究し、地域内外の関連機関等と連携しながら企画展を行うものです。この事業は常設展示事業の拡大展として位置付けています。

当地域の文化的な魅力を地域外からの来訪者に紹介する企画であり、同時に地域住民の地元文化意識をより一層高めることを目的とする事業でもあります。※2年を一単位に計画、前年度に調査研究~印刷物の作成まで、4月に展覧会を行います。(LANDSCAPEと交互に隔年で開催。)

●E:情報発信と地域間交流

◎地域文化情報発信事業·地域間交流事業

美術館事業の成果として、圏域文化情報を、印刷媒体やインターネットなど各種メディアを活用して圏域

内外に広く発信します。今後さらなる集客を図るとともに、各専門機関との情報共有、共同研究なども視野に入れた情報発信を行います。

★以上、平成 28 年度~平成 32 年度広域活動計画美術館企画部門の総事業費は 5,539 万円であり、その内 訳は平成 28 年度=1,051 万円、平成 29 年度=1,333 万円、平成 30 年度=1,151 万円、平成 31 年度=983 万円、平成 32 年度=1,021 万円です。

~「I. 広域活動計画美術館企画部門」

■「II. 広域活動計画美術館管理部門」活動計画内容

●A:美術館施設整備等

◎施設内照明機器整備

本5ヵ年計画では中期的な視野で地球温暖化対策及び、当館施設全体での光熱費削減に取り組みます。 当館運営に係る光熱費は、博物館として必然的に生じる経費であり、これを極端に減少させることは困 難ですが、本計画期間の初年度、平成28年度に照明器具等のLED化を行い電気使用料の削減を図ることと しています。具体的にはエントランスホール、ハイビジョンギャラリー、ワークショップルーム等、改善 が必要な部屋が複数あることから、これを順次改善していきます。

◎施設整備補修

老朽化に伴い突発的に発生し、即時対応しなければ美術館運営に影響をもたらすような施設、設備の故障等の補修、修繕を行うものです。現状では、展示ケース・展示什器の故障、電気系統の故障、空調機械の故障、雨漏りなどの故障等が想定されています。

●B:美術館照明及び空調管理

◎展示室内特殊照明及び特殊空調を含む美術館の電気関係管理

美術館において、資料を展示する際に、安全管理、湿温度管理及び照明管理を総合的に行うものです。 照明器具の LED 化等による成果が得られるものと仮定し、平成 28 年度以降、計画予算額を減額しています。

★以上、平成 28 年度~平成 32 年度広域活動計画美術館管理部門の総経費は 9,250 万円であり、その内訳は平成 28 年度=1,940 万円、平成 29 年度=1,850 万円、平成 30 年度=1,820 万円、平成 31 年度=1,820 万円、平成 32 年度=1,820 万円です。

~「Ⅱ. 広域活動計画美術館管理部門」

■まとめ

以上の計画による平成 28 年度~平成 32 年度 5 ヵ年の「美術館企画部門」「美術館管理部門」を合わせた総活動費は 1 億 4, 789 万円です。内訳は以下の通りです。

◎平成 28 年度~32 年度「新広域活動計画」総活動費 (単位: 千円)							
平成 28 年度 平成 29 年度 平成 30 年度 平成 31 年度 平成 32 年度 合計額							
I. 広域活動計画美術館企画部門	10, 510	13, 330	11, 510	9, 830	10, 210	55, 390	
Ⅱ. 広域活動計画美術館管理部門	19, 400	18, 500	18, 200	18, 200	18, 200	92, 500	
活動計画総活動費(Ⅰ+Ⅱ)	29, 910	31, 830	29, 710	28, 030	28, 410	147, 890	

以上

【別表2】

「新ふるさと市町村圏計画広域活動計画」

	<u></u> 三美術館企画部門	
施策	事業名	事業内容
A 自主企画・ 特別展企画事業	自主企画展開催· 特別展·巡回展等 開催事業	■館の基本方針に則り、独自の切り口で特徴ある展覧会を企画・開催し圏域住民に鑑賞の機会を提供すると同時に、全国への巡回展などに発展させ美術館の専門性を高める。 (東北・北海道在住の若手作家紹介企画N. E. blood 21」の継続) ■美術等の特別展開催、並びに巡回展を招聘し、圏域住民に質の高い芸術作品を鑑賞する機会を提供する。(海外作家作品の展示、他美術館・機関との共同展)
B 誇りある三陸文化 の顕彰と振興	常設展示に係る調査・研究・保存・展示事業	■食文化を中心に、漁業、農業、産業、自然等、持続可能な社会形成のために必要な文化資源の調査研究を行い蓄積する。また調査により発掘された資料を常設展として展示公開するとともに、地域の文化意識を高める。 ■圏域の美術家など、文化芸術分野における先人について調査研究を進め、その蓄積を常設展として展示公開することで顕彰するとともに、地域の文化意識を高める。 ■東日本大震災の記録及び記憶を資料化し、過去の津波災害記録資料と共に「津波の文化史」として包括し、後世に伝える目的で常設展示化する。併せて継続的な調査研究を行う。 ■もっとも点灯時間が長い常設展示室の照明機器の省エネルギー化及び耐久化を行う。(地球温暖化対策として旧来の蛍光灯照明、白熱電球、ハロゲン電球等を、LED機器に交換するための照明備品その他の購入、設置等)
	地域文化のデジタ ル・アーカイブ事 業	■本圏域の生活文化や東日本大震災の映像及び写真をデジタル化して蓄積し、 それら映像資料を活用した視聴覚資料を作成する。また平成29年度にハイビジョンギャラリーの改修事業を行い、視聴覚資料の有効活用を目的とするアーカイブホール化する。
C 地域文化活動の活性化 (生涯学習施設と 美術館の連携、学 校教育との連携)	教育普及事業	■美術館ワークショップで行われる子供向け工作教室や、一般向け絵画教室、個人でのオープンアトリエ利用等において、学芸員が指導に当たる。 ■学校、地域住民等からの要請により、リアス・アーク美術館学芸員、職員等が出張し、多様なテーマで出前授業を行う。また、美術に加え地域の歴史・民俗・津波の文化史などの講座を開催する。 ■リアス・アーク美術館の収蔵作品(常設展示資料)を利用して、小・中・高等学校美術教科及び、小・中学校総合学習での使用を目的とする美術・歴史、民俗、津波の文化史のテキストを作成し、鑑賞教育並びに地域文化学習の普及を進める。
	美術館文化祭事業	■リアス・アーク美術館文化祭「方舟祭」を中核とし、圏域で活動する個人や団体に会場を提供し、住民自らが表現活動を行う機会を提供する。

(単位:千円)

					(単位:千円)
総事業費 (H28~H32)	平成28年度 計画予算額	平成29年度 計画予算額	平成30年度 計画予算額	平成31年度 計画予算額	平成32年度 計画予算額
30, 000	○N. E. blood 21 開催事業 2, 500 ○特別展・巡回展等 開催事業 3, 500	○N. E. blood 21 開催事業 2,500 ○特別展・巡回展等 開催事業 3,500	○N. E. blood 21 開催事業 2,500 ○特別展・巡回展等 開催事業 3,500	○N. E. blood 21 開催事業 2,500 ○特別展・巡回展等 開催事業 3,500	○N. E. blood 21 開催事業 2, 500 ○特別展・巡回展等 開催事業 3, 500
5, 550	・企画展示室常設展 示室内照明環境の改善事業 800 ○アークギャラリー ・企画展示室常設展 示、通常調査・研究・	・企画展示室常設展 示室内照明環境の改 善事業 800 ○アークギャラリー ・企画展示室常設展	・企画展示室常設展 示、通常調査・研究・ 保存・展示事業 550	• 企画展示室常設展	○東日本大震災の記録と津波の災害史常設展示に係る特別調査・研究のの記録を表示に係る特別調査・アークを記録を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を
2, 400	800	○ハイビジョンギャ ラリー、 アーカイブホール化 整備事業 1,300	100	100	100
5, 500	○通常普及事業 300	録と津波の災害史常 設展示図録の増刷	○気仙沼·本吉地域 の歴史、民俗資料集 (アークギャラリー 歴史、民俗資料常設 展示図録)の作成事 業 2,500 ○通常普及事業 300	○通常普及事業 300	○通常普及事業 300
1, 650	330	330	330	330	330

I. 広域活動計画	ī美術館企画部門	事業内容
施策	事 業 名	新·· 未 7) 谷
D 文化イベントの開 催	公募展開催事業	■継続事業として「LANDSCAPE of N.E. 東北北海道の風景」公募展、「みんなの展覧会をつくろう」展を開催するもので、圏域をはじめとする東北、北海道の特色を活かせる公募展を開催する。またそのための調査研究を行う。
	歴史・民俗・生活 文化の企画展及び 地域連携型美術展 の開催事業	■榧杌争乗として「良と地域の春りし」展を開催りるもので、良又化を中心に
E 情報発信と地域間 交流	地域文化情報発信 事業・地域間交流 事業	
	(I)I. 広域活動計画美術館企画部門 合 計

II. 広域活動計画 美術館管理部門	計画内容
A 美術館施設整備等	■施設内照明機器整備 平成28年度に施設内(展示室以外)の照明機器の省エネルギー化を行う。(地球温暖化対策として旧来の蛍光灯照明、白熱電球、ハロゲン電球等を、LED機器に交換するための照明備品の購入等)
	■施設整備補修 美術館施設を維持、管理する上で必要となる補修工事等を行う。(施設老朽化に伴う雨漏り等の 補修、電気設備の補修、空調機器の補修)
B 美術館照明及び空 調管理	■展示室内特殊照明及び特殊空調を含む美術館の電気関係管理 美術館において、資料(美術作品・博物資料等)を展示する際、安全管理上、湿温度管理及び照 明管理を総合的に行う。
	②Ⅱ. 広域活動計画美術館管理部門 合 計

①+②(I. 広域活動計画美術館企画部門+II. 広域活動計画美術館管理部門) 合 計

総事業費 (H28~H32)	平成28年度 計画予算額	平成29年度 計画予算額	平成30年度 計画予算額	平成31年度 計画予算額	平成32年度 計画予算額
7, 490	景」公募展の開催事 業 330	景」公募展の開催事 業 1,500	景」公募展の開催事 業 330	景」公募展の開催事 業 1,500	○ TLANDSCAPE of N. E. 東北北海道の風景」公募展の開催事業 330
		をつくろう」展開催 事業 700		○「みんなの展覧会 をつくろう」展開催 事業 700	
1,800	○「食と地域の暮ら し」展、調査·研究 及び展覧会準備事業 500	○「食と地域の暮ら し」展の開催事業 150	○「食と地域の暮ら し」展、調査·研究 及び展覧会準備事業 500	○「食と地域の暮ら し」展の開催事業 150	○「食と地域の暮ら し」展、調査・研究 及び展覧会準備事業 500
1,000	200	200	200	200	200
55, 390	10, 510	13, 330	11, 510	9, 830	10, 210

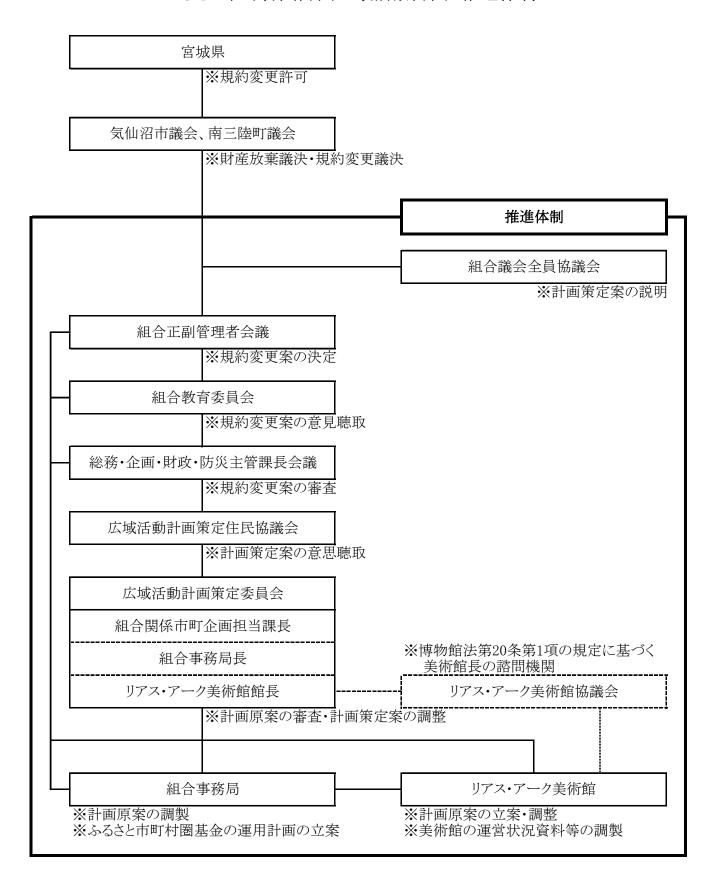
総活動費 (H28~H32)	平成28年度 計画予算額	平成29年度 計画予算額	平成30年度 計画予算額	平成31年度 計画予算額	平成32年度 計画予算額
600	600				
10, 000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
81, 900	16, 800	16, 500	16, 200	16, 200	16, 200
92, 500	19, 400	18, 500	18, 200	18, 200	18, 200

147, 890 29, 910 31, 830 29, 710 28, 030 2
--

資料集

【資料1】

ふるさと市町村圏計画広域活動計画 推進体制



ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 ふるさと市町村圏計画新広域活動計画(以下「計画」という。)の策定のため、 ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設 置する。

(所掌事務)

- 第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 計画の調査研究に関すること。
 - (2) 計画の策定に関すること。
 - (3) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織等)

- 第3条 策定委員会は、次に掲げる者を策定委員として組織し、気仙沼・本吉地域広域 行政事務組合管理者(以下「管理者」という。)が委嘱する。
 - (1) 気仙沼·本吉地域広域行政事務組合事務局長
 - (2) リアス・アーク美術館長
 - (3) 構成市町企画担当課長

(委員長)

- 第4条 策定委員会に、委員長を置く。
- 2 委員長は、策定委員の互選によって定める。
- 3 委員長は会務を総理し、策定委員会を代表する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(他の協議会との調整等)

第6条 策定委員会での検討内容等は、ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定住民協議会の意見を反映させ、調整を図るものとする。

(報告・計画の承認)

第7条 委員長は、必要に応じて策定委員会の進捗状況及び決定事項等を管理者に報告 するものとし、計画策定にあたっては管理者の承認を得なければならない。

(庶務)

第8条 この要綱に基づく庶務は、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合事務局及びリアス・アーク美術館において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成22年5月18日から施行する。
- この要綱(一部改正)は、平成28年3月16日から施行する。

【資料3】

ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定 住 民 協 議 会 設 置 要 綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさと市町村圏計画広域活動計画(以下「計画」という。)を 策定するにあたり、広く圏域住民の意思を計画に反映させるとともに、計画の推進に 対する住民意識の高揚を図るため、ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定住民協議 会(以下「住民協議会」という。)を設置することとし、その運営等について必要な 事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 住民協議会は、ふるさと市町村圏を構成する関係市町長の推薦する者を委員と して、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合管理者(以下「管理者」という。)が委嘱 する。
- 2 委員の数は、8人以内とする。

(会長)

- 第3条 住民協議会に会長を置き、会長は管理者が指名する。
- 2 会長は、会務を総理し、住民協議会を代表する。

(会議)

第4条 住民協議会は、管理者が招集する。

(庶務)

第5条 住民協議会の庶務は、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合事務局及びリアス・ アーク美術館において処理する。

附則

- この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- この要綱(一部改正)は、平成21年9月1日から施行する。
- この要綱(一部改正)は、平成28年3月16日から施行する。

【資料4】

ふるさと市町村圏基金の出資割合・現在高・取崩額等

【1】開始時(造成時)の基金出資割合

(単位:千円)

原資	金額	出資割合(%)
構成団体出資金	490,200	100.000
気仙沼市出資金	444,100	90.596
南三陸町出資金	46,100	9.404
宮城県補助金	100,000	
合計	590,200	
		按分率

【2】新規基金取崩額

(単位:千円)

区分	金額	説明
①原資	280,950	
気仙沼市出資金		現計画終了時の基金残高の内、原資残高(実績)
南三陸町出資金	33,430	※構成市町出資金=組合規約第15条第3項規定額
宮城県補助金	100,000	
②現計画事業費残高(5年間)	54,961	現計画終了時の基金残高の内、予算執行残高(見込
気仙沼市	52,613	(光)
(単独経費)	29,997	(単独経費)→気仙沼市の単独負担事業費(A自主企画・特別展企画+G照明・空調管理)
(共通経費)	22,616	(共通経費)→気仙沼市・南三陸町の共通負担事業
南三陸町(共通経費)	2,348	費(単独経費以外の経費)
③新計画事業費(5年間)	△ 147,890	
平成28年度	△ 29,910	
平成29年度	△ 31,830	 新計画事業費=基金取崩額
平成30年度	△ 29,710	利
平成31年度	△ 28,030	
平成32年度	△ 28,410	
④基金残高 (①+②+③)	188,021	新計画終了時の基金残高
新規基金取崩額 (④-①)	△ 92,929	③新計画事業費の内、財産放棄議決が必要な金額

【3】単独経費・共通経費の分類

(単位:千円)

1 2 1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	\			
①新計画事業費の内、5年間の単独経費=A自主企画・特別展企	△ 30,000	+G照明·空調	△ 81,900	Δ 111,900
②前期計画残高の内、5年間の単独経費の残高				29,997
③新規基金取崩額の内、単独経費	(1)	+	2)	Δ 81,903
新規基金取崩額の内、共通経費	(△ 92,929	_	3)	Δ 11,026

【4】新規基金取崩額の内訳等

(単位:千円)

			平成27年度	新規基金取崩額(平成28年度~32年度)			平成32年度	
区分 出資割		出資割合	末	②単独経費	③共通経費	少合計	末	
		(%)	1	(気仙沼市)	(出資割合按分)	(2+3)	(1-4)	
構成団体出資金			180,950	△ 81,903	△ 11,026	△ 92,929	88,021	
	気仙沼市出資金	90.596	147,520	△ 81,903	△ 9,989	△ 91,892	55,628	
	南三陸町出資金	9.404	33,430		△ 1,037	△ 1,037	32,393	
宮城県補助金			100,000				100,000	
合計			280,950	△ 81,903	△ 11,026	△ 92,929	188,021	

※33年度以降の財源

ふるさと市町村圏基金の出資割合・現在高・取崩額等の見方

◎試算表の説明について

【1】開始時(造成時)の基金出資割合

本表は、【ふるさと市町村圏 広域活動計画(5年計画)】策定事業費に対する主要財源となる「ふるさと市町村圏基金」の造成時における、構成団体別の出資金を示しています。

なお、5年間の策定事業費の内、構成団体が共通してその財源を負担する事業費(以下「共通経費」という。)は、この出資割合を基本として、構成団体ごとに出資金取崩額(負担額)を按分しています。

【2】新規基金取崩額

①原資

本表は、現行の5年計画開始時の構成団体の出資金残高を示しています。

この出資金残高は組合規約の規定額で、規約に定める金額等を変更する場合は、各構成団体の議会議決を経た宮城県の規約変更許可が必要になります。

なお、現行の規約の規定額は、気仙沼市出資金147,520千円・南三陸町出資金33,430千円となっています。

②現計画事業費残高(5年間)

本表は、現行計画(平成23年度~平成27年度)終了時における未執行残高の見込額で、計**54,961千円**となっています。

この未執行残高が生じた理由は、美術館の被災により大幅な計画変更をせざるを得なかったことや、入札 差金等で不用額が生じたことが主な理由となっており、この不用額は次期計画(平成28年度~平成32年度) の財源として、優先的に策定事業費へ充てる予定となっています。

③新計画事業費(5年間)

本表は、平成28年度~平成32年度までの各年度ごとの策定事業費の総計額を示しており、それが基金取崩額となることから147,890千円をマイナスで表記しています。

※マイナス表記理由は以下共通

④基金残高

上記の①280,950千円+②54,961千円=335,911千円(現計画終了時の基金残高)から、新計画の策定事業費③147,890千円を控除した④**188,021千円**が、次期計画策定期間の終了時の残高になると見込んでいます。

※新規基金取崩額

上記の④基金残高188,021千円から①280,950千円の原資を控除した**△92,929千円**が、新計画の策定事業費に必要な構成団体出資金の基金取崩額になると試算しています。

なお、各経費は次の【3】で分類します。

【3】単独経費・共通経費の分類

出資金の財産放棄議決が必要な金額を構成団体別に分類するためには、気仙沼市の単独経費と、各構成団体別の出資割合に応じた按分が必要となる共通経費とに、分類する必要があります。

本制度スタート時のルールとして、別紙「広域活動計画」の施策となる「企画部門 A自主企画・特別展企画」と「管理部門 B照明・空調」の計画額は、気仙沼市の単独経費の施策としてあらかじめ指定されています。よって、5年間の気仙沼市の単独経費は、この企画部門Aと管理部門Bの計画額の総額①Δ111,900千円へ、現行計画の単独経費の不用額29,997千円を加算した③Δ81,903千円が、新計画の気仙沼市単独経費に係る出資金取崩額となっています。

これに対して、別紙「広域活動計画」の施策の企画部門Aと管理部門Bを除いた経費が共通経費に指定されていますので、前記に計上した新基金取崩額△92,929千円から③気仙沼市単独経費を控除した △11,026千円が、5年間の共通経費の総額になっています。

なお、本表で分類した各構成団体別の出資金取崩額は【4】に計上しています。

【4】新規基金取崩額の内訳等

本表は、【3】で分類した単独経費と共通経費の詳細で、気仙沼市の単独経費△81,903千円と、共通経費総額△11,026千円へ【1】の構成団体の出資割合を乗じた金額が、各構成団体の出資金財産放棄議決が必要な金額となっています。

以上により積算した結果、気仙沼市は単独経費 \triangle 81,903千円へ共通経費 \triangle 9,989千円を加算した 計 \triangle 91,892千円が基金取崩しに必要な財産放棄議決額で、南三陸町は共通経費 \triangle 1,037千円が基金取崩 しに必要な財産放棄議決額となっています。

ふるさと市町村圏基金原資・取崩額の推移

【構成団体出資金及び宮城県補助金】

(単位:千円)

		1				(半位・17)
区分		① 基金造成時	② H17.4.1現在	③ H19.1.1現在	④ H23. 2. 1現在	⑤ H27.12.1現在
		H4年~H5年度	津山町が脱退	基金取崩額 191, 162千円	基金取崩額 118,088千円	基金取崩額 92,929千円
気仙沼市					147, 520	55, 628
	旧気仙沼市	385, 000	385, 000	237, 179		
	旧本吉町	33, 900	33, 900	26, 213		
	旧唐桑町	25, 200	25, 200			
南三陸町				35, 646	33, 430	32, 393
	旧志津川町	32, 500	32, 500			
	旧歌津町	13, 600	13, 600			
旧津山町		9, 800				
宮城県補助金		100, 000	100, 000	100, 000	100, 000	100, 000
合 計		600, 000	590, 200	399, 038	280, 950	188, 021

※注記

○H17. 4. 1 津山町が組合を 脱退し、登米市

(出資金9,800 千円を返還)

①H17. 10. 1 志津川町と歌津 町が合併 (南三陸町) ②H18.3.31 気仙沼市と唐桑 規約変更許可 町が合併 (気仙沼市)

③H18. 12. 21 規約変更許可 (県知事)

①H21.9.1 気仙沼市と本吉 規約変更許可 町が合併 (気仙沼市) ②H23.1.5 (県知事)

○H27. 11. 12 (県知事)



広域活動計画

平成28年3月発行

編集•発行

気仙沼•本吉地域広域行政事務組合 宮城県気仙沼市赤岩五駄鱈43番地2 TELO226(22)9111 FAXO226(22)8008 E-mail riasu7@km-fire.jp